



2019年6月6日

各 位

会 社 名 すてきナイスグループ株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 杉 田 理 之
(コード番号 8089 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ広報マネジャー 森 隆 士
(TEL. 045 - 521 - 6111)

第70回定時株主総会決議事項および
2019年3月期の事業報告等の報告事項の報告延期に関するお知らせ

当社は2019年5月30日開催の取締役会において、第70回定時株主総会の開催について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本総会において株主の皆様にご審議いただく内容につきましては、下記1. (4)に記載のとおり、通例の定時株主総会とは異なることをあらかじめお知らせいたします。

記

1. 第70回定時株主総会の開催について

(1) 日時 2019年6月27日 (木曜日) 午前10時

(2) 場所 横浜市西区北幸二丁目11番1号
タカシマヤ ローズホール 2階 ホール
(TAKASHIMAYA ROSE HALL)

(3) 目的事項 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

(4) 通例の定時株主総会と異なる点について

当社は、2019年5月16日付「金融商品取引法違反の疑いによる証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁の強制捜査について」にてお知らせいたしましたとおり、金融商品取引法違反（平成27年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁により調査を受けており、本総会招集通知の発送期限までに、事業報告、連結計算書類および計算書類の確定などの必要な手続きを完了させることが困難となりました。

このため、第70期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査報告書(以下「添付書類」といいます。)を本総会招集通知に添付してご提供できない状況でございます。

このような状況を踏まえ、2019年5月30日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、客観的な第三者による嫌疑対象に係る事実関係の調査、会計処理の適切性の検証、ならびに、問題が認められた場合には発生原因の分析および再発防止策の提言が必要であると判断し、同日開催の取締役会において第三者委員会を設置いたしました。

したがって、本総会において予定しておりました添付書類に関連する目的事項につきましては、第三者委員会の調査結果を踏まえた決算手続き完了後、臨時株主総会を開催し、改めてご報告またはご承認をいただきたいと存じます。

また、第70期（2019年3月期）有価証券報告書の提出時期につきましては、第三者委員会の調査報告書の受領時期を考慮しつつ対応を検討してまいります。今後のスケジュールおよび当社の対応が決定された場合は、速やかに開示いたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、引き続き当局の調査に対し、全面的に協力してまいります。

以上